

湯梨浜町ゲストハウス等整備事業補助金公募要領

1 補助金の概要

(1) 交付目的

補助金は、町内の空き家や空き店舗等（以下「空き家等」という。）を活用し、主に若者が宿泊滞在したり、共同して居住したりするゲストハウスやシェアハウス（鳥取県民泊適正運営要綱（平成30年5月25日付第201800061079号鳥取県生活環境部くらしの安心局長及び鳥取県観光交流局長通知）第3条第7号に規定する「一般民泊」を除く。以下「ゲストハウス等」という。）を整備する事業を支援することにより、町のにぎわい創出及び地域内経済の循環を進めるとともに、移住定住を促進することを目的として交付する。

(2) 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ①町税等に滞納がないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団関係者ではないこと。

(3) 補助対象事業

補助対象事業は、町内の空き家等を活用したゲストハウス等の整備とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内で、令和9年2月19日(金)までに完了する事業とする。

- ①ゲストハウス等の整備や運営等に際し、関係法令を所管する官庁等と協議し、必要な手続きを行い、基準等を満たすこと。
- ②宗教活動及び政治活動ではないこと。
- ③社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業ではないこと。
- ④国、県又は町の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑤補助対象事業が完了した日から1年以内にゲストハウス等の供用を開始すること。
- ⑥5年以上の期間をゲストハウス等の用に供し、その供する期間において補助対象者が自ら運営する事業であること。

(4) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって、空き家等を活用するための調査設計に要する経費（以下「調査設計費」という。）並びに空き家等の改修及び家財道具の処分に係る経費（以下「改修費」という。）とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- ①付属する車庫や物置等の工事費

- ②補助対象者が自ら行う工事費（材料の購入費用は除く。）
- ③カーテン、家具及び調度品等の購入費
- ④テレビ、冷蔵庫、空調機器及び洗濯機等の家電の購入費や設置費
- ⑤外構工事費
- ⑥土地若しくは建物の購入又は賃貸借に係る諸経費
- ⑦その他町長が不相当と認める経費

(5) 補助金の算定等

補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、予算の範囲内でこれを交付する。ただし、調査設計費は100万円を限度とし、申請1件につき300万円を限度とする。

2 補助金に関する書類の閲覧場所

湯梨浜町ホームページに掲載する。



3 補助金を交付する補助対象事業の選定方式

公募型プロポーザル方式により、提出された書類に基づき審査会において審査を行い、補助金を交付する補助対象事業を選定する。

4 補助金の交付（不交付）決定までの日程

補助金を交付する補助対象事業として選定された事業については補助金の交付決定通知書を、補助金を交付する補助対象事業として選定されなかった事業については補助金の不交付決定通知書を、それぞれ事業に係る書類を提出した者（以下「申請者」という。）に郵送することをもって、結果通知とする。

- (1) 書類提出期限 令和8年4月27日（月） ※必着
- (2) 審査会 令和8年4月30日（木） ※予定
- (3) 結果通知 令和8年5月11日（月） ※予定

5 提出書類

- (1) 湯梨浜町ゲストハウス等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 湯梨浜町ゲストハウス等整備事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (3) 施設運営計画書（様式第3号）
- (4) 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
- (5) 位置図及び改修内容のわかる図面
- (6) 補助対象事業に着手する前の空き家等の内外の写真
- (7) 登記事項証明書等対象空き家等及び土地の所有者が分かる書類

- (8) 空き家等及び土地の賃貸借又は売買契約書の写し
- (9) 市町村税の納税証明書
- (10) その他町長が必要と認める書類

6 書類の提出先及び提出方法

(1) 提出先

〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町久留19番地1

湯梨浜町デジタル・みらい戦略課

(2) 提出方法

持参又は郵送

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

湯梨浜町ゲストハウス等整備事業補助金プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、審査基準に基づき、提出された書類を評価して採点する。

採点の結果、80点以上の事業のうち、特に効用を発揮すると認められた事業について、補助金を交付する補助対象事業として選定する。

(2) 審査基準

①施設の運営体制30点

- ・ゲストハウス等を適切に運営した実績があるか。
- ・施設を適切に運営できる体制があるか。
- ・有効的な手法により利用者を確保し、運営開始後5年間、安定的な事業計画としているか。

②地域活性化に対する効果50点

- ・施設周辺住民との友好的な関係の構築のために尽力する意向があるか。
- ・利用者と地元住民との交流促進を図り、将来的に利用者の移住定住に結びつくような効果的な取り組みを計画しているか。
- ・施設の存在が地域経済の活性化につながるものであるか。

③町施策への貢献20点

- ・町の関係人口創出や移住定住促進に係る取り組みに協力する意向はあるか。

8 その他

- (1) 次の項目のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

①書類提出期限までに書類を提出しない場合

②補助対象者や補助対象事業の要件を満たしていない場合

③提出書類に虚偽の記載をした場合

④その他審査会において不相当と認められた場合

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 審査に当たり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(4) 提出書類は、町が申請者に無断で他の目的に使用することはない。

(5) 審査の内容は公表しない。

9 問い合わせ先

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町久留19番地1

湯梨浜町デジタル・みらい戦略課

電話：0858-35-5313 ファクス：0858-35-3697

電子メール：ymirai@yurihama.jp

※閉庁日を除く8時30分から17時15分まで